

## 令和2年度

### 第36回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月30日(火) 午後1時25分～午後2時30分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 議員控室
3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤 秀徳	出	8	友重 誠一	出
2	泉 信之	出	9	熊野 信夫	出
3	門 茂子	出	10	加島 富浩	出
4	村上 浩保	出	11	荻野 滋雄	出
5	嘉藤 勝広	出	12	根本 篤和	出
6	竹下 昌徳	出	13	松崎 文一	出
7	宝田 幸子	出	14	井下 睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 土地の現況証明願について  
議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第5号 農用地利用集積計画の作成の要請について  
議案第6号 農用地の買入要請について  
議案第7号 豊頃町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について
5. 臨席者
6. 事務局 神義宏事務局長 寺本恭啓係長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席5番 嘉藤勝広 議席6番 竹下昌徳

局 長	<p>皆さんお忙しい中本日ご出席をいただきありがとうございます。  定刻より少し早いですが皆さんお揃いですので、只今から第 36 回農業委員会総会を開催致します。  始めに農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局 長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。  それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶趣旨)</p>
井下会長	<p>委員の皆さんには、何かとお忙しいなか、全員の皆さんのご出席を頂きまして大変ありがとうございます。今年は、春先天候に恵まれまして、まき付け作業等は順調に進んだわけですが、6 月 20 日頃までの干ばつの天気、ここにきての極端な日照不足等で、本当に皆さんのご心配ご苦労は尽きないと思っております。ただ、作柄的には平年作ということですので、今後の天気の回復を望んでいるところでございます。また、一番牧草につきましても、コントラが 6 月 13 日からスタートして始まったわけですが、最初は干ばつで収量が少なかったわけですが、その後、雨をもらい順調に収量も回復して収穫作業も進んでいたわけですが、ここにきて天気のぐずつき方が酷くて、後 2 日程度でコントラの一番牧草の収穫も目途が立つ予定です。ただ、また今晚から 2 日 3 日天気が悪いとのことで、本当に太陽・日照が出て天気が回復するのを念願しているしだいです。</p> <p>本日、総会の後に互助会の総会、また、年金協の総会を予定しておりますので、早速、総会の方を進めさせて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。  それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいります。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>はい。それでは、議事録署名委員の指名をさせて頂きます。議席番号 5 番嘉藤委員、6 番竹下委員をお願いいたします。経過報告等を事務局からお願い致します。</p>
局 長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議 長	<p>はい。只今、経過報告等ございましたが、ご質問等ありませんか。</p>

委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、早速議事に入らせていただきます。 議案書1ページになります <b>議案第1号「土地の現況証明願について」</b> を議題とします。 事務局「 <b>番号1番</b> 」の説明をお願いします。
係長	はい。 <b>議案第1号「土地の現況証明願について」</b> ご説明いたします。下記の土地の現況証明願がありましたので、ご審議を求めるものでございます。 それでは「 <b>番号1番</b> 」です。土地については礼作別 番地、地目は公簿畑で、現況は農地・採草放牧地以外で、面積は m <sup>2</sup> 、調査地目は山林です。土地所有者及び申請者は茂岩本町 番地 さんで、申請目的は地目変更登記のためとなっております。位置図については、2ページに位置図を添付してございます。こちら、斜線表示している部分が、本案件の申請地です。 以上で番号1番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、6月16日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員からご説明をお願いしたいと思います。
委員	はい。2番です。この土地はですね、私の知る限りは、ずっと山林になっていた土地でございまして、現在カラマツが植えられている状況でございまして、畑にはまったく出来ないといった状態でございますので、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	はい。只今、泉委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして事務局「 <b>番号2番</b> 」の説明をお願いします。
係長	はい。番号2番です。土地につきましては礼作別 番地 ほか4筆、地目は公簿畑ですが、現況は農地・採草放牧地以外で、面積は合計 m <sup>2</sup> 、調査地目は、雑種地及び、原野となっております。土地所有者及び申請者は礼作別 番地 さんで、申請目的は地目変更登記のためです。位置図は、3ページ、4ページに添付してございます。こちらいずれも水玉模様で表示した部分が、今回の申請地です。 以上で番号2番の説明を終わります。

議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、6月16日に現地調査を実施しております。地元委員であります嘉藤委員からご説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。5番です。この件につきましては、現在D型等が建っております、また、あるいは土場、また、けっこう昔に建てた住宅の名残とかございまして、本来であれば転用してから建物をたてるべきであったと思います。何十年も前の話でございますので、今更どうもならないと言う事で、現地調査の折にはそのように考えております。よろしく審議の程お願いします。
議 長	はい。只今、嘉藤委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。次の議案に移りますが、次の議案、委員に関係する案件ですので、委員には退席をお願いしたいと思います。暫時休憩いたします。
委 員	( 委員退席する。)
議 長	それでは再開します、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。事務局「番号1番」の説明をお願いします。
係 長	<p>議案第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めるものでございます。</p> <p>番号1番の設定を受けていた方は礼作別 番地 、設定をしていた方は礼作別 番地 さんで、土地につきましては記載のとおりです。基盤強化法による賃借権の設定がされておりましたが、賃貸人の さんが、一部売買を希望されたため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和2年6月2日です。引き渡しを行う6か月以内の合意であり適正であると判断致します。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	はい。只今、事務局からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。

委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩いたします。
委員	( 委員帰席する。)
議長	<p>はい。それでは、再開します。 委員に申し上げますが、「番号 1 番」は原案のとおり決定されましたので報告をいたしたいと思えます。</p> <p>続きまして議案書 6 ページになります。議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。関連がありますので「番号 1 番から番号 3 番」の 3 件について、事務局一括ご説明をお願いしたいと思います。</p>
係長	<p>議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>下記の件につきまして農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転による権利の設定許可申請がありましたので、ご審議を求めるものでございます。</p> <p>本案件は、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>それでは、番号 1 番から 3 番につきまして、譲渡人は帯広市西 条南 丁目 番号 1 番の譲受人は牛首別 番地 さんです。土地につきましては牛首別 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は <math>m^2</math> です。 さんの経営内容についてはここに記載のとおりです。なお、価格は総額 円、10 a 当たり 円です。こちら 7 ページに位置図を添付してございます。波線で表示している土地が本件の対象地となります。</p> <p>続いて番号 2 番の譲受人は牛首別 番地 さんです。土地につきましては牛首別 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は <math>m^2</math> です。 さんの経営内容については、こちらに記載のとおりとなっております。価格は総額 円、10 a 当たり 円です。位置図は 7 ページをご覧ください。こちら斜線で表示している部分が本案件の対象地となっております。</p> <p>続きまして番号 3 番の譲受人は牛首別 番地 さんです。土地については牛首別 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は <math>m^2</math> です。 さんの経営内容についてはここに記載のとおりとなっております。価格は総額 円、10 a 当たり 円です。位置図は 8 ページに添付してございます。こちら斜線で表示している土地が本件の対象地となります。</p> <p>いずれの案件も設定の理由といたしまして、譲渡人は普通財産の売り払い、譲受人は自らの経営に使用してきた国有地を買い受けるものとなっております。</p> <p>以上で番号 1 番、2 番、3 番の説明を終わります。</p>

議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、6月16日に現地調査を実施しております。地元委員であります熊野委員の方からご説明お願いしたいと思っております。
委 員	9番です。只今、事務局から説明あったとおりで、長年使用していた土地でありまして、特に問題ありませんのでよろしくご審議願います。
議 長	只今、熊野委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け取りたいと思っておりますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい、無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書9ページとなります。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号1番」の説明をお願いします。
係 長	<p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。農地法第4条の規定による農地の転用許可申請があった、下記の件について、農地法第4条第3項の規定により許可することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>それでは番号1番ですが、申請人は統内 番地 さんで、土地は統内 番地の内で、地目は公簿、現況共に畑です。転用面積は m<sup>2</sup>、転用区分は永久転用となっております。転用の理由は格納庫を新設するための敷地に利用するもの。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。</p> <p>次に審査内容ですが10ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地となっております。事業費は 千円で、資金借入と一部自己資金となっております。権利を有する者の同意は、抵当権者の から承諾書が添付されております。工期は許可の日から令和2年12月31日まで、申請面積の内 m<sup>2</sup>が建築・構築物敷地、m<sup>2</sup>が作業通路等敷地となっております。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の3区分はすべて問題無いと思われます。11ページから14ページに位置図、配置図、求積図、及び立面図、平面図を添付してございます。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、6月16日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員の方から説明をお願いしたいと思っております。

委員	はい。2番です。格納庫の新設と言うことで、数年前から計画されていたんですけども、今回、やっと目途がついたと言う事で機械も増えてきたし増やして建てたいと言う事です。何ら問題ないと思いますけれども審議の程よろしくお願い致します。
議長	はい。只今、泉委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。次の議案に入りたいと思いますが、委員に関する案件ですので、委員には退席をお願いします。暫時休憩します。
委員	(委員退席する。)
議長	それでは再開します、議案書 15 ページになります。議案第 5 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題と致します。関連がございますので「番号 1 番、番号 2 番」の 2 件について事務局説明をお願いします。
係長	<p>議案第 5 号 農用地利用集積計画の作成の要請についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>それでは番号 1 番、番号 2 番です。こちら利用権の設定を受ける方は礼作別番地、利用権の設定をする方は、礼作別番地さんです。番号 1 番の土地につきましては農野牛番地ほか 11 筆、地目は公簿畑及び山林、現況は畑となっております。面積は合計㎡、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 5 年間、始期は令和 2 年 7 月 2 日公告の日から終期は令和 6 年 11 月 30 日までです。借賃は年額円、10 a 当たり円で、支払方法は記載のとおりとなっております。位置図については、3 ページ、4 ページ、17 ページに添付してございます。いずれについても細かい斜線で表示した部分が本案件の申請地となります。</p> <p>続きまして番号 2 番こちら、土地につきましては礼作別番地、地目は</p>

	<p>公簿、現況共に畑で、面積は <math>\text{m}^2</math>、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和2年7月2日公告の日、対価の支払い期限は令和2年9月30日、価格は <math>\text{円}</math>、10a 当たり <math>\text{円}</math> で、支払方法は記載のとおりです。位置図は3ページに添付してございます。こちらについては幅の広い斜線で表示した部分が今回の申請地となります。</p> <p>以上で番号1番、番号2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、6月16日に現地調査を行い、調整会議を取り行っております。調整委員長には1番、2番とも熊野委員がなっておりますので、熊野委員の方からご説明お願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。9番です。1番については、合意解約のあった件ですけれども、2番の売買に伴って残りの部分を賃貸したいと言う事ですので問題ないと思います。2番につきましても、 <math>\text{さん}</math> と <math>\text{さん}</math> の間で売買したいと言う事ですので、こちらに関しても問題無いと思いますので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>はい。只今、熊野委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>8番です。先程議案第2号で合意解約のあった土地と言う事ですけれども、1番の所につきましても、礼作別 <math>\text{山林、畑で } \text{m}^2</math>、礼作別 <math>\text{山林、畑で } \text{m}^2</math> この2筆については、合意解約された中に入っていないですよ。それと合わせて、2番の <math>\text{なん}</math> ですが、合意解約の方では、 <math>\text{の内 } \text{m}^2</math> という事で、 <math>\text{m}^2</math> 全部でなく、その内一部が合意解約された土地となっているんですけれども、どの様な利用になっていたのか、確認をしたいと思います。</p>
係 長	<p>只今の、ご質問ですが、まず、礼作別 <math>\text{番地}</math> につきましても、畑の間に防風林と言いますか木が生えていたんですが、途中で伐採しまして畑と一体化になっていますので、当初の計画には除外されておりました。次の <math>\text{なん}</math> と <math>\text{なん}</math> ですが、こちらは以前 <math>\text{番地}</math> の一筆だったのですが、 <math>\text{さんが山林の売買をする際に一部畑であったため、 } \text{なん}</math> と <math>\text{なん}</math> は分筆されたものとなっています。当初、本来であれば、契約しておくべきであったと思いますが、山林の一部であったと言う事で、当初は契約していなかったものと考えています。回答については、以上です。</p>
委 員	<p>8番です。 <math>\text{なん}</math> については、以前防風林であった所を伐採して、その後、畑として利用していたと言うことですね。</p>



	の方については、既に今回審議する前に畑としてよつ葉さんで利用していた。ということですね。
係 長	はい。
委 員	わかりました。
議 長	よろしいですか。
委 員	はい。
議 長	他に何かございますか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 暫時休憩します。
委 員	( 委員復席する。)
議 長	それでは、再開します。 委員に申し上げますが、「番号 1 番、番号 2 番」 につきましては、原案のとおり決定されましたので報告をしたいと思います。 続きまして、番号 3 番に入らせていただきますが、 委員本人に関わる案件 ですので、退席をお願いしたいと思います。 暫時休憩いたします。
委 員	( 委員退席する。)
議 長	はい。再開します。事務局「番号 3 番」の説明をお願いします。
係 長	はい。番号 3 番です。利用権の設定を受ける方は礼作別 番地 さん、 利用権の設定をする方は礼作別 番地 さん、土地につきましては、 礼作別 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m <sup>2</sup> 、利用権 設定等の種類は賃借権設定で、期間は 5 年間、始期は令和 2 年 7 月 2 日公告の 日から終期は令和 6 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 5 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。位置図は 3 ページに 添付してございます。格子模様で表示している部分が本案件の申請地となりま す。 以上で、番号 3 番の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、6

	<p>月 16 日に現地調査を行い、調整会議を取り行っております。調整委員長には熊野委員がなっておりますので、熊野委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>9 番です。こちらも さんと さんの方で合意解約された土地なんですけれども、こちらに関しましては、隣接する さんの土地が湿気ると言うことで、土地改良をするには、この土地を通らなければ水が抜けないとの事でありましたので、 さん、 さん、 さんの間で話し合いを持ちまして、今回、 さんの方で賃貸を組むと言う事になっておりますので、よろしくご審議願います。</p>
議長	<p>はい。只今、熊野委員の方から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩いたします。</p>
委員	<p>( 委員帰席する。)</p>
議長	<p>それでは、再開します。 委員に申し上げますが、「番号 3 番」は原案のとおり決定されましたのでご報告をいたします。 続きまして、議案書 18 ページになります。議案第 6 号「農用地の買入要請について」を議題と致します。この案件も 委員に関係する案件ですので、 委員には退席をお願いしたいと思います。 暫時休憩いたします。</p>
委員	<p>( 委員退席する。)</p>
議長	<p>はい。それでは、再開します。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
係長	<p>議案第 6 号 農用地の買入要請についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった下記農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、豊頃町長に対し農用地の買入要請をすることについて議決を求めます。 それでは、番号 1 番ですが、申出者は礼作別 番地 さんです。買入要請に係る土地は礼作別 番地 ほか 1 筆で、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m<sup>2</sup>です。買入申出価格は 円、10a 当</p>

	<p>たり 円で、受手予定者は、礼作別 番地 です。位置図については3ページに添付してございます。波線で表示している部分が本件の対象地です。</p> <p>本件申出者は基盤強化法により賃借権設定していた土地の売買を希望され、地域内で調整された結果、農地売買支援事業により農業公社が買入れ、公社から買受予定者に5年間賃貸した後、同額で売渡しを行うものです。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありますが、この件につきましても、6月16日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には熊野委員がなっております。熊野委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>9番です。ただいま事務局から説明があったとおりでして、地域で協議された結果と聞いております。受け手の予定者は、ここに記載されているとおり さんということです。2%の手数料と消費税が差し引かれ さんには 円が支払われます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、熊野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩いたします。</p>
委 員	<p>( 委員復席する。)</p>
議 長	<p>はい。それでは再開します。 委員に申し上げますが、「番号1番」につきましては、原案のとおり決定されましたので報告をさせていただきます。続きまして、議案書20ページになります。議案第7号「豊頃町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」を議題とします。事務局説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい。議案第7号「豊頃町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」をご説明いたします。</p> <p>令和2年5月19日付けで北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領が一部改正になったことから、豊頃町農地移動適正化あっせん基準について、次のとおり一部改正したくご審議いただくものです。</p> <p>今回の改正の理由については、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合及び「経営体育成支援事業」の「強い農業づくり・担い手づくり総合支援交付金」への統合によるもの</p>

	<p>となっています。</p> <p>内容については22ページになります。新旧対照表をご覧ください。</p> <p>まず、農地利用集積円滑化事業に関する記載が不要となることから、第4の1赤字で表示しています。「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体（以下「農地中間管理機構等」という。）並びに」を削り、これに伴い第5の1認定農業者等に係る法律の記載方法を変更します。また第5の2「農地中間管理機構等」の等を削ります。</p> <p>次に経営体育成支援事業がなくなることから、第6の2「経営体育成支援計画」を削ります。</p> <p>なお、24～38ページには、あっせん基準の改正案を添付しておりますので、ご参照下さい。</p> <p>なお、本件につきましては、本日の総会で審議したのち、北海道に対し認定申請を行い知事から認定承認を受けたあと、新たなあっせん基準として制定することになります。</p> <p>以上で議案第7号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がございましたが、この件について何かあれば受け承りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。本日の議案の審議は以上になります。事務局から連絡事項等がございます。</p>
局 長	<p>(要旨)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 去る6月11日開会の第2回豊頃町議会定例会において、豊頃町農業委員会委員の任命同意案が、同意され決定いたしましたので、お知らせします。なお、お手元に一覧表を配布させて頂きました。</li> <li>2. 本日、総会終了後、豊頃町農業委員会委員互助会総会・豊頃町農業者年金協議会代議委員会を開催しますので、準備が整い次第よろしくお願いたします。</li> <li>3. 改めて、ご案内することになりますが、来月7月20日（月）午後1時30分から第1回農業委員会総会を、翌日21日（火）現地調査及び調整会議を、7月30日（木）第2回農業委員会総会を、また、午後5時40分から農業委員会委員互助会主催の歓送迎会を予定しますのでよろしくお願いたします。</li> </ol>
議 長	<p>はい。ただいま事務局から報告事項等ありましたが、ご質問等ございませんか。</p>

委員	ありません。
局長	はい。以上をもちまして本日の総会を終了させていただきます。 閉会にあたり 井下会長 からご挨拶をいただきます。
会長	<p>(閉会の挨拶)</p> <p>本日の総会も皆様のご協力に基づいて原案通り終了することができました。本日の総会、振返れば三年前から、本日のメンバーでの総会は最後となります。本当に三年間色々皆様にご協力、ご支援を頂きながら総会の方、農業委員会の活動について進める事ができました。この場を借りて改めて心からお礼を申し上げたいと思います。本当にお世話になりました。ありがとうございます。</p> <p>この後、互助会総会、年金協代議員会がありますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>閉 会</p>